

## 序章

## はじめに

## 1. 都市計画マスタープランの意義と改訂の目的

都市計画マスタープランは、市民が安心して暮らすことのできるまちをつくるために、市民とともにまちの将来像を描き、土地利用や道路、公園などの都市施設整備の方向性を示すもので、都市計画を定める際の指針となるものです。

登別市では、平成 15 年（2003 年）3 月におおむね 20 年後の将来を見据えた「登別市都市計画マスタープラン」を策定し、まちづくりを計画的に進めてきましたが、昨今の少子高齢化の進行や急速な人口減少、環境問題など、都市を取り巻く状況は大きく変化していることから、令和 2 年度（2020 年度）に見直しが行われた「室蘭圏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即し、より一層の効率的な都市運営や安全・安心なまちづくりに向け「登別市都市計画マスタープラン」を改訂します。

## 2. 目標年次

目標年次は、おおむね 20 年の長期的な見通しのもとに、令和 23 年度（2041 年度）とします。

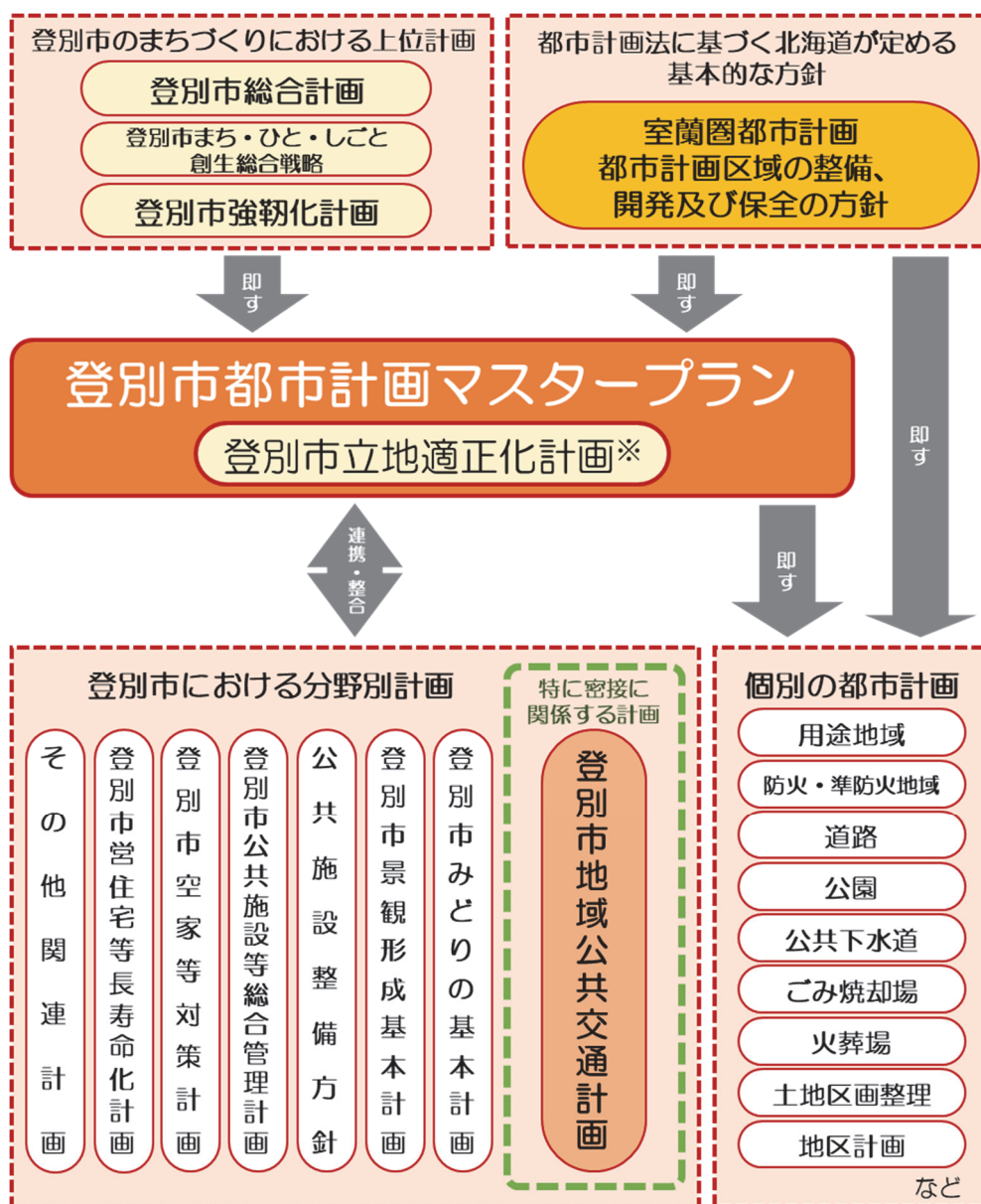


### 3. 登別市都市計画マスタープランの位置づけ

登別市都市計画マスタープランは、健全な市民生活の実現や都市と調和のとれた各種産業の発展を実現するための「都市計画に関する基本的な方針」を示す計画です。計画内容の検討にあたっては、少子高齢化や福祉、防災、景観形成、環境共生、市民参画など社会環境の変化に伴う課題も考慮しています。

本計画は、登別市のまちづくりに関する最も上位の計画である「登別市総合計画」や「登別市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、災害に強いまちづくりに向けた指針である「登別市強靱化計画」、都市計画法に基づき北海道が定める「室蘭圏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即しています。

また、本計画はまちづくりの総合的な計画となるため、「登別市立地適正化計画」や「登別市地域公共交通計画」等、本市のさまざまな分野の関連計画との連携・整合を図りながら定めています。



※立地適正化計画は、都市計画マスタープランの一部とみなされます。(都市再生特別措置法第 82 条)

#### 登別市都市計画マスタープランの位置づけ

序章

はじめに

1章 登別市の概要  
及び現況と課題

2章 理念と目標

3章

全体構想

4章

地域別構想

5章

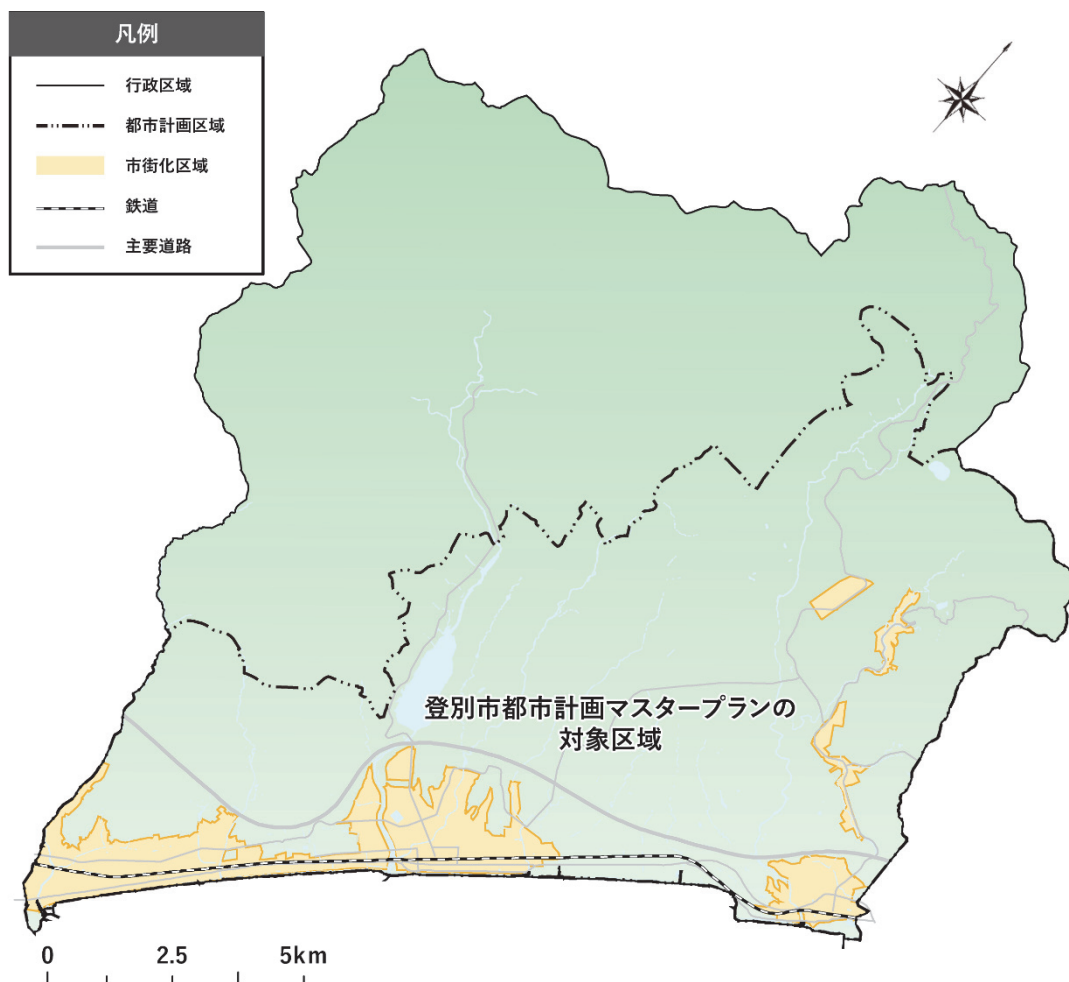
計画実現化に向けて

参考資料

用語解説

## 4. 対象区域

本計画の対象区域は、登別市の行政区域のうち主に都市計画区域内とします。  
ただし、身近な自然環境や美しい自然景観の維持・保全の観点から、都市計画区域外についても考慮します。



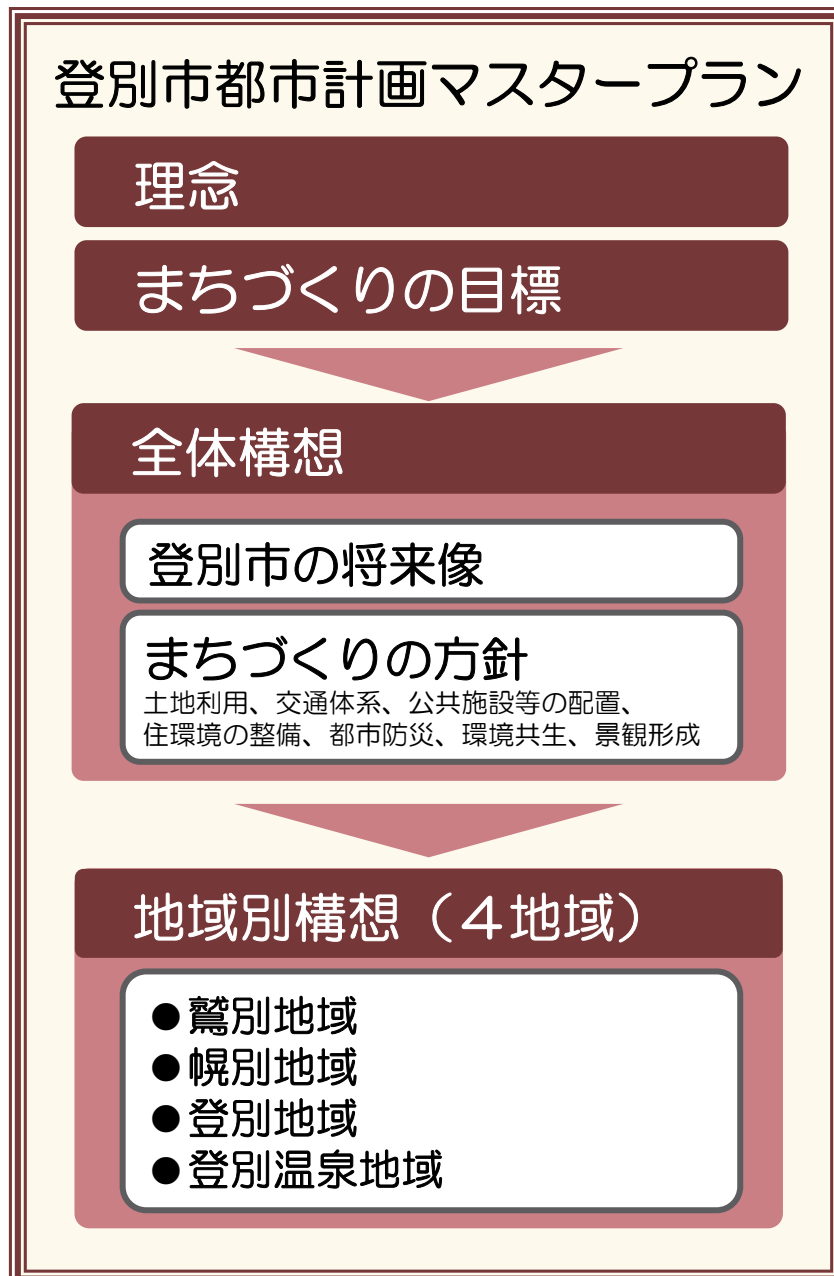
登別市都市計画マスタープランの対象区域

## 5. 登別市都市計画マスタープランの構成

本計画は、理念やまちづくりの目標、登別市全体に関わる将来像と方針を示す「全体構想」、地域ごとの市街地像や方針を示す「地域別構想」により構成します。

全体構想では、登別市の将来像のほか、まちづくりの方針として「土地利用」「交通体系」「公共施設等の配置」「住環境の整備」「都市防災」「環境共生」「景観形成」について定めます。

さらに地域別構想では、登別市の4つの地域の特徴を踏まえて具体的な方針及び取組を定めます。



登別市都市計画マスタープランの構成

